

## 8. 準拠性監査とその他の評価

### 8.1. 評価の頻度又は評価が行われる場合

本認証局は必要に応じて監査を実施する。

### 8.2. 評価人の身元又は資格

JPNIC は、認証局の準拠性監査を、担当理事が選定する認証業務に精通した監査者により実施する。

### 8.3. 評価人と評価されるエンティティとの関係

JPNIC は、本認証局の認証業務に関わる要員以外から監査者を選定する。

### 8.4. 評価で扱われる事項

本認証局の準拠性監査は、認証局の運営が本 CPS 及び関連する規定を遵守して運営されているかを監査するものである。

また、担当理事が必要と認めた場合、担当理事が指定する監査目的による監査を実施する。

なお、JPNIC はローカル RA の監査を行う権利を有する。

### 8.5. 不備の結果としてとられる処置

本認証局は、監査報告書で指摘された事項に対して、担当理事がその対応を決定する。担当理事は、指摘事項に関して、セキュリティ技術の最新動向も踏まえ、問題が解決されるまでの対応策も含め、その措置を JPNIC 認証局の運営責任者に指示する。講じられた対応策は、担当理事に報告され、評価されるとともに、次の監査において確認される。監査において発見された不備等の指摘事項への対応をしない場合は、担当理事によって予め定められた罰則が課される。

### 8.6. 評価結果の情報交換

監査結果の報告は監査者から担当理事に対して行われる。本認証局は、法律に基づく開示要求があった場合以外は、監査結果を外部へ開示しない。

## JPNIC 資源管理認証局 認証業務規程 (CPS)

なお、監査報告書については、JPNIC 認証局運営責任者が最低 5 年間保管管理するものとする。